

令和 8 年度 宮崎地方最低賃金審議会 第 1 回宮崎県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 3 時 00～午後 4 時 43 分

2 場 所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3 名
労働者側委員 3 名
使用者側委員 3 名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 生活保護と最低賃金との比較結果について
- (3) 令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (4) 今後の審議の進め方について（参考人聴取について）
- (5) 令和 8 年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- (6) 金額提示
- (7) 今後の審議スケジュールについて
- (8) その他

5 議事要旨

- (1) 労使の推薦により、公益委員の中から部会長及び部会長代理を選任した。
- (2) 事務局より「最低賃金と生活保護との比較結果」について説明を行い、令和 6 年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることが確認された。
また、引き続き事務局より「令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果」についての報告が行われた。
- (3) 「今後の審議の進め方」について、宮崎県最低賃金の改正決定に関する意見聴取公示を行った結果、意見が 3 件提出され、うち 2 件から意見陳述希望があったため、8 月 13 日（木）開催予定の第 2 回専門部会において意見陳述を実施予定であることが報告された。
- (4) 労働者側委員、使用者側委員より最低賃金改定に関する基本的考え方について意見交換が行われた。

(5) 金額について、労働者側委員からは、87 円引上げの 1,110 円の提示が行われた。その根拠として、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額に宮崎県の実質賃金プラス 1 %を加え、都市部への労働力流出、男女間の賃金格差等を鑑み、全国加重平均との格差是正を図るため、引上げ額を 87 円とした旨が説明された。

一方、使用者側委員からは、41 円引上げの 1,064 円の提示が行われた。その根拠として、中小企業・小規模事業者の、物価上昇や中東情勢によるコストの高騰や人件費の増加分をいまだ十分に価格転嫁できていない厳しい経営環境等を勘案した結果、今年度の最低賃金決定に当たっては法の 3 要素のうち「通常の事業の賃金支払い能力」に重点を置き、3 要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査結果の第 4 表③」の賃金上昇率 4.0%を重視し、引上げ額を 41 円とした旨の説明が行われた。

(6) 今後のスケジュールについて、以下のとおり確認した。

8 月 13 日（木） 13：30～	第 2 回専門部会
8 月 17 日（月） 13：30～	第 3 回専門部会
8 月 21 日（金） 13：30～	第 4 回専門部会
8 月 24 日（月） 13：30～	第 5 回専門部会、専門部会終了後に第 3 回本審
9 月 9 日（水） 13：30～	第 4 回本審（異議審）

以上